

旭川地裁には上申書、旭川弁護士会には”阿部由佳氏が個人の意思による弁護活動を、悉く刑事弁護人に妨害されている”との手紙が複数人に届き続けている事での人権救済緊急要請

平成27年7月5日

〒070-8640 旭川市花咲町4丁目

旭川地方裁判所御中

TEL 0166-51-6251

FAX 0166-54-2506

阿部由佳、平成22年9月14日苦前農協告訴事件、告訴担当、北大教授の身分
詐称中山博之弁護士、現在公判待被告人刑事裁判担当裁判官

旭川地方検察庁 同事件公判担当福崎検事

TEL 0166-51-6231

FAX 0166-59-2065

旭川弁護士会（人権救済委員？と聞いた筈の元検事の池田恵弁護士）

TEL 0166-51-9527

FAX 0166-46-8708

川上陽子法務大臣 法務省大臣官房秘書課

TEL 03-3580-4111

FAX 03-3592-7393

下村博文文部科学大臣

国立大学法人支援課1係（須貝担当）

TEL 03-6734-3757

FAX 03-6734-3388

道北法律事務所 笠原裕治弁護士

（阿部由佳刑事弁護担当弁護士と、この事実を知らぬ当社にいきなり告げて来た
弁護士、北大との雇用契約無しなのに、北大法科大学院非常勤講師と広告に打つ
ていている弁護士）

TEL 0166-76-4817

FAX 0166-76-4818

阿部由佳氏より本事件事実調査委任契約を締結し、
事実調査を行っている会社

〒007-0862

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

（有）H A ハウスリメイク 取締役山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

1、阿部由佳氏の刑事弁護人だと”刑事弁護人契約書写しも無していきなり当社に文書を送り付けて来た（当社は刑事弁護人とは無関係故）名も知らなかった刑事弁護人、笠原裕治は、北海道大学法科大学院非常勤講師の身分を、この身分は北大との講師契約そのものが無い事実が証明されている”にも関わらず、ネット広告に掲載し続けている事実が存在している。

1、この苦前農協事件で告訴を担当した中山博之弁護士は”北大法科大学院教授の身分を、何年も前に失いながら、故意に現役を名乗り、やはりネット広告に掲載して来た事実”が有る。

2、北大法科大学院教授、非常勤講師の身分が存在していない事実は「北大とこの二名が教授、非常勤講師として契約締結されている事実が存在していない事を確認済みである」

;当然、ネット広告にまで現職北大法科大学院教授、非常勤講師の身分を名乗れる、とした北大との契約は存在していないから、確実なる身分詐称犯罪広告打ちである。

;当たり前であるが”北大法科大学院現職教授、非常勤講師でも無いから、この身分を詐称出来る身分証明書は、この二名に対して北大が発行し、公式に広く身分を詐称し、通させている道理が無い”これは重大な犯罪行為なのだから。

3、このような人物が「どんな合法根拠により、国から刑事弁護人公務を、税金から報酬を受ける公務を引き受けると出来たのか、法務大臣、裁判所、検察庁は公文書で答える責任が当然有る”元国立大学法科大学院非常勤講師の身分を詐称し続けている事実は、笠原がネット広告に掲載し続けている以上、正しく把握していた事は明白なのだから」

4、法律規定上「笠原弁護士が”非常勤講師の身分を失いながら、現職非常勤講師をネット広告上でも名乗って居る事を正当化するなら””北大に非常勤講師契約が無いが、非常勤講師契約を行っている、との証拠契約書が存在している事””北大も含めて、非常勤講師であるとした、広く世間全般で使える身分証明書が発行され、笠原に使用させている事実を証明する身分証明書、契約書が存在する事””これらの行為がどの法律で合法に認められるか、これを証明してある契約規定が存在する事””文部科学省が、教授、非常勤講師の身分を失った後も、現職の身分を広く世間に對し使える、とした通達、法律根拠を示せる事”」こうした法律規定による身分詐称を正当化する公式証明書が絶対必要であるので、この記載証拠の存在確認を果たすよう求める。

5、 なお、中山博之弁護士は「札幌弁護士会、北大からの身分詐称ネット広告掲載事実の指摘を受け、北大法科大学院教授の身分を消した事実が有るので、この事実とも整合性を持ち、法務省、裁判所、検察庁、弁護士会は、身分詐称を認めて来た事実に対して、法に沿った答えを出すよう求める」

6、 旭川弁護士会に対しては、緊急性を鑑み、この書面と別紙阿部由佳氏からの手紙一部写しの添付を持ち「笠原裕治弁護士が、阿部由佳氏が自分の意思で書いた上申書の提出を認めず非常に困っている事実、起訴事件の証拠隠滅犯罪を自白している松原里美、西村理沙両名の民事、刑事事件公文書証拠の使用も認めない、と言われ続け追い詰められている、との記載の事実を、早急に彼女と面会し、事実と確認出来たなら、被告人の自由意志による、自身の人権を守る弁護活動妨害を、速やかに止める動きを取るよう求める」

7、 この二名の犯行自白事実、共栄火災と苦前農協身元信用保険詐欺事実証拠有り、笠原弁護士による人権犯罪弁護活動他犯罪の証拠の存在は、共に刑事告発案件では無いのか「美濃加茂市長冤罪起訴事件では、検事が司法取引を行って、市長の犯行を供述させた詐欺師を刑事弁護人が詐欺罪で告発し、刑罰を科せた事実が有るが、笠原弁護士と検察庁との関係は、吳越同舟そのものと写る」

8、 笠原弁護士、福崎検事は「刑事弁護で弁護士法違反等起こり得ない事すら知らぬレベルと知らされ続け、困っている” 刑事裁判は、弁護士、検事、裁判官が法廷で争い、判断するので、法曹三者以外は刑事裁判に直接関与は、法律上出来ない” 常識であろう、事実証明、上申書提出は弁護士業務では無い」

10、面倒なので、当方の刑事、民事事件に関する調査、証明使用事実を幾つか記載する。

；札幌地裁刑事事件 平成24年（わ）第235号事件、後に控訴、上告事件

この事件で刑事弁護人、地裁尾崎英雄弁護士は、三回目の公判から当方が調べた証拠に沿い、被告人、当方と綿密に協議を重ね、裁判書面を作成、使い判決を被告人の実質無罪獲得に導かせた、控訴、上告も同じである。

；札幌地裁民事事件 平成12年（ワ）第2649号事件、判決を下した裁判官は、小樽の四人死傷事件裁判官、佐伯恒治裁判官、相手方弁護士の一人は、上記事件控訴担当弁護士と同じ、愛須一史弁護士事件の準備書面の大半、証拠証は、当方が作成し、事件受任弁護士、元東京地検検事工藤倫がそれを準備書面は基本書き写して使用した「特に専門性が高い事件故、当方が調査し、準備書面も作成

した、弁護士には知りえない専門の事実調査内容故、佐伯裁判官、愛須、水原、岩本、石川各弁護士も知っている事実である」

；豊浜トンネル崩落事故で、遺族が国を民事で訴えた裁判で「判決の前年札幌地裁に移動して来た、持本裁判官が、この時期当社が関係した民事事件を担当し、当社が寒冷地の凍結被害のメカニズムを、素人でも分かるように説明出来る事実を知り、当社に”凍結被害、コンクリート、岩盤の場合の凍結被害発生メカニズムを教授願う”と要請され、佐藤合同法律事務所弁護士も同じ要請をなしたので”寒冷地で起きる毛細管現象による水の浸透、凍結によるクラック拡大、それによる崩落メカニズムを説明した”翌年の豊浜トンネル崩落のメカニズム解説判決で、当社が伝えた凍結被害発生、崩落のメカニズムを、持本裁判官自身も調べた上で、ほぼ伝えた通りの言葉で判決文に記した事実が有る」

11、無知さを認識せず、当社を何の事実根拠も示せず「有り得ない刑事訴訟法手続きでの弁護士法違反業務指弾を重ねるなら、これらの事実を先ず調査し、関係した裁判官、検事、弁護士、最高裁、最高検察庁、高裁、地裁を処断するべきである」

通知書兼警告書

平成 27 年 7 月 3 日

札幌市東区伏古 2 条 4 丁目 8 - 14

山本 弘明 殿

北海道旭川市九条通 7 丁目 2483 番地 6 熊谷ビル 3 階

弁護士法人道北法律事務所 旭川事務所

通知人 弁護士 笠原裕治



電話 0166-76-4817

冠省

当職は、平成 27 年 7 月 1 日付で当事務所に送付された FAX 文書に対し、第 1 項のとおり回答するとともに、第 2 項のとおり警告する。

1. 照会事項に対する回答

(1) 当職が阿部由佳氏の刑事事件に関し弁護人である事実はある。

(2) 当職は、中山博之弁護士と面識はなく、利益相反の可能性はない。

(3) 但しそれ以外の照会事項、特に阿部氏と当職との面会時に為された会話は、当職の守秘義務に属する事項であり、回答しない（弁護士法23条）。

(4) なお貴殿は、自らの立場を「阿部由佳氏自身が告訴、起訴された事件の事実調査委任を受けた者」としているが、これは事実調査に関する委任契約となる。この度阿部氏から、貴殿との契約を民法651条に基づき解約する旨の貴殿に伝えてほしい旨伝言を受けたので、別途阿部氏自身から預かった解除通知書を送付する。

従つて今後貴殿がいかなる行動を取ろうと阿部使途は一切関わりが無いので、ご了承いただきたい。

2. なお貴殿は、前記した委任契約がある事に乘じて阿部氏の名をかたり、旭川地方裁判所、旭川地方検察庁等に書面を送付している様子がある（阿部氏本人に差し入れた6月7日付上申書他参照）。

しかし弁護士法72条は、「弁護士又は弁護士法人で無い者は報酬を得る目的で訴訟事件・・その他法律事務を取扱、又はこれらの斡旋をすることを業と

してはならない」と定めている。この点刑事弁護人としての業務は、刑事訴訟法31条により弁護士以外の者を選任してはならないとしていることから、弁護士法72条所定の法律事務に該当する（なお招致していると思うが、弁護士法72条違反は同法77条により刑事罰を科せられる可能性がある。）。

また阿部氏が貴殿に依頼したのは、事実調査であり、裁判所に対し何らかの意思表示を行うことではないから、前記行為委任契約の範囲にも含まれない。

従って貴殿の行為は、明らかに弁護士法72条違反であり、直ちに中止することを求める。

なお刑事訴訟法では予断排除の原則を採用しており（刑事訴訟法256条6項他）、仮に貴殿が何らかの上申書を裁判所に提出しても刑事事件に影響は全くなく、阿部氏の利益には全くならない。しかし貴職はこれまで裁判所等に提出した書面において、裁判所・検察庁・川田清一郎弁護士・猪瀬健太郎弁護士その他多数の人物を誹謗中傷しているようである。もし仮に阿部氏が貴殿との委任契約を解約したにもかかわらず、今後川田弁護士らと同様当職の信用を

21.1.1
18-2

毀損するような行為を継続するようなら、前記した弁護士法違反及び信用毀損罪等により刑事告訴を行うなど然るべき法的措置を執るので、ご了承いただきたいたい。

草々



243

この郵便物は平成 27年 7月 3日
第 5868 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

中
27.7.3
18-2

郵便認証司
27.7.3